

厚生労働大臣の定める掲示事項

令和7年4月1日

I 入院料について

- ・地域包括ケア病棟入院料1（看護職員配置加算、看護補助者配置加算、看護補助体制充実加算1）

「当院では、1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と入院患者25人に対して1人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の看護職員の配置は次のとおりです。」

- ・朝9時～夕方17まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・夕方17～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
- ・深夜1～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。

- ・療養病棟入院基本料1（療養病棟在宅復帰機能強化加算、看護補助体制充実加算1）

「当院では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と8人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の看護職員の配置は次のとおりです。」

- ・朝9時～夕方17まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・夕方17～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は50人以内です。
- ・深夜1～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は50人以内です。

入院においては、患者負担による付き添い看護を行っておりません。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書よりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

III 当院では、関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

記

1) 入院時食事療養について

入院時食事療養／生活療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・地域包括ケア病棟入院料1（看護職員配置加算、看護補助者配置加算、看護補助体制充実加算1）
- ・療養病棟入院基本料1（療養病棟在宅復帰機能強化加算、看護補助体制充実加算1）
- ・診療録管理体制加算3 ・医師事務作業補助体制加算2（20対1補助体制加算）
- ・療養環境加算 ・療養病棟療養環境加算1 ・データ提出加算2・4 ・認知症ケア加算3
- ・入退院支援加算1（入院時支援加算） ・協力対象施設入所者入院加算 ・短期滞在手術等基本料1
- ・機能強化加算 ・医療DX推進体制整備加算1～3 ・情報通信機器を用いた診療に係る基準

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・電子的診療情報評価料 ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算
- ・がん性疼痛緩和指導管理料 ・がん治療連携指導料 ・二次性骨折予防継続管理料2・3
- ・「第14の2」の1の（2）に規定する在宅療養支援病院（機能強化型・連携型）
- ・在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時医学総合管理料
- ・在宅患者訪問診療料（I）の注13及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算1
- ・往診料の注10に規定する介護保険施設等連携往診加算
- ・麻酔管理料（I） ・CT撮影及びMRI撮影 ・運動器リハビリテーション料（2）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（廃用症候群リハビリテーション料（3））
- ・胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（I） ・入院ベースアップ評価料39

IV 保険外負担に関する事項

当院では差額室料、電話使用料、紙おむつ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。